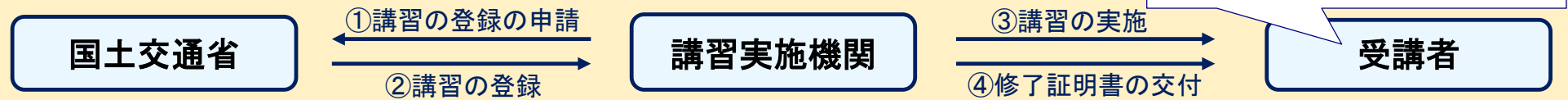


建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の見直しについて

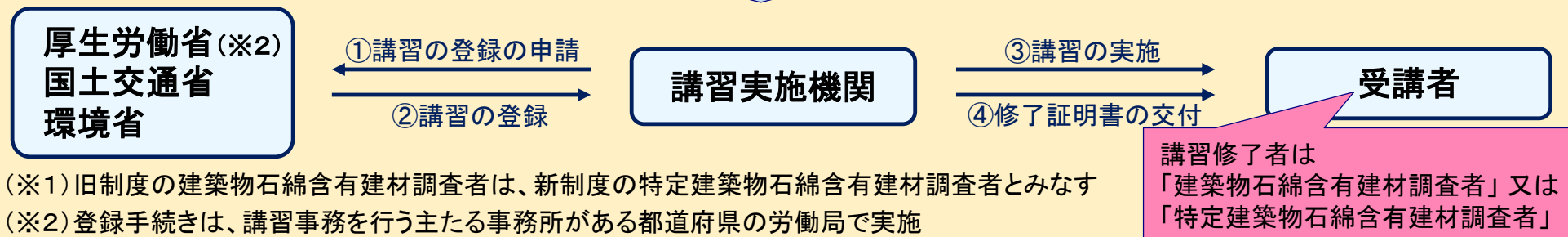
- 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。（H25国交省告示による旧制度を発展。）
- 建築に関する知識・経験を有する者のほか、新たに石綿関係作業の知識を有する石綿作業主任者も講習の受講対象とする。

講習の登録制度の見直し

<旧制度（H25～H30.10.22）>



<見直し後（H30.10.23～）>



（※1）旧制度の建築物石綿含有建材調査者は、新制度の特定建築物石綿含有建材調査者とみなす

（※2）登録手続きは、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施

	講習の方法	
	講義、実地研修、筆記試験及び口述試験によるコース	講義及び筆記試験によるコース
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等
	右記のうち、建築物石綿含有建材調査者として一定の実務経験を有する者	石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	建築物石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	レベル1, 2, 3（通常の使用状態の調査及び法令に基づく解体等工事の事前調査を想定）	

表中の赤字は、旧制度からの主な変更点を示す。